



農地の売買や賃借等には許可が必要です！

豊岡市内の農地を耕作目的で売買、贈与、賃借等をする場合、豊岡市農業委員会の農地法第3条に基づく許可が必要です。この許可を受けないでした行為は効力が生じません。

なお、農地の賃借等については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。

詳しくは豊岡市農業委員会事務局にお問い合わせください。

○農地法第3条の主な許可基準

次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ② 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ③ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件※）
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ⑤ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）

※ 下限面積とは、経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、農業経営が効率的・安定的に行われない恐れがありますので、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

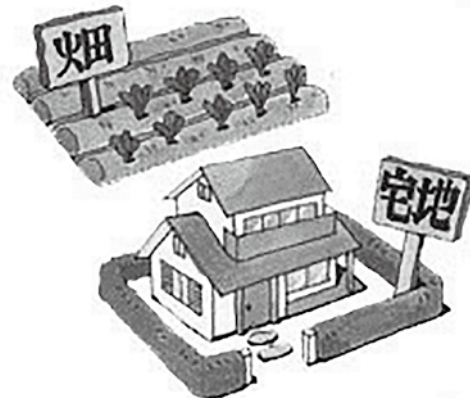
豊岡市農業委員会では、管内の下限面積を40a（4,000㎡）と定めています。ただし、空き家に付随した農地を空き家とともに取得する場合で一定の条件を満たすときは、この下限面積は1㎡となります。

○農地法第3条許可事務の流れ

豊岡市農業委員会では、毎月1日から5日（休業日の場合は翌日）の間に申請書類の提出を受け付けています。申請書と添付書類の確認、現地調査を経て、毎月25日前後に行う農業委員会の総会で審議のうえ、許可（不許可）を決定します。

☆ 関連情報

- 農地法第4条（自己転用）、第5条（転用を伴う権利移動）
申請や農地改良届などの受付期間も毎月1日から5日です。
- 相続で農地の権利を取得したときも「農業委員会への届け出」を忘れずに。



出石そば
作太郎

本場の味をご家庭で

出石そば製造販売・そば製粉
今森製麺所
製造直売 全国発送
〒668-0263
兵庫県豊岡市出石町福住329
Tel.0796-52-3816
Fax.0796-52-6426

- 出石そば（生・半生・乾）
- 祝事・仏事・ご贈答品に
- 各種種類・そば粉販売



純生そば・自家製だし付
好評発売中!!

知らない
と
損する

農業者年金に 加入して 安心して豊かな老後を

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

ご存じですか？

農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。
しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・
病気もあります。

- ・65歳の農業者年金受給者の平均余命は
男性22年(87歳)、女性27年(92歳)
- ・日本人の平均余命は
男性84歳、女性89歳であり

農業者年金受給者の平均余命の方が
長くなっています。

こんなにかかる老後生活
(現金支出で年額約286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の
夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額
約23～24万円が必要です。
(総務省家計調査などより)

国民年金の支給額は

一人、月々約6万5千円
(40年加入の場合)
夫婦あわせて月額約13万円です。



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、
老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)へ
の上乗せがあります。(厚生年金のモデルケースでは月額22万1
千円の年金額)

農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入
して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		平均余命までの受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	63万円	1,628万円	1,713万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,080万円	1,137万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	640万円	673万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	285万円	300万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合
の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の14年間(H27まで)の運用利回りの平均は、年率2.73%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成29年度は0.20%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

詳しい内容や加入のお申し込みは農業委員会または農業協同組合へ